

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年12月26日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局管理規程第7号

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を次のように改正する。

第16条中第3項を第4項とし、同条第2項中「第2号様式2に規定する必要事項を記入した通学定期券購入申込書のほか高速規程第45条第3項に規定する通学定期券購入証又は高速規程第3条第4号に規定する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学定期券購入兼用の身分証明書を提出又は呈示」を「第45条第2項に定める申込書を提出するとともに書類及び証明書を提示」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第2項として次の1項を加える。

- 2 定期券のうち、高速鉄道・鉄道線連絡通勤定期券又は高速鉄道・自動車線連絡通勤定期券（以下「通勤定期券」という。）を購入しようとする旅客は、高速規程第44条第2項に定める申込書を提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

(交通局営業推進室)